

計画の基本的な考え方

『 人権とは 』

- すべての人間が生まれながらにしてもっている権利
- 人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利
- 個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利
- 政治に参加して自らの人権を守るための権利
- 人権の尊重は人類普遍の原理であり、基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念の一つとしてすべての国民に保障されたもの

『 基本理念 』

一人ひとりの人権が尊重され、
人権という普遍的文化(人権文化)が息づく
心豊かな郷土鹿児島の実現

『 目 標 』

- 共生の心が根づく鹿児島
- 人権文化の息づく鹿児島
- 様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に認め合い、共に支え合い、共につながり合える、人権文化が息づく「共生社会」の実現

『 目指す社会 』

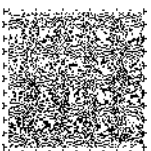
- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが
- 差別や偏見、暴力のない、安心して生きることができる社会
 - 個性や能力を発揮できる社会
 - 自分らしく生きることができる社会

『 計画の性格 』

- 人権をめぐる現状及び課題を明らかにする。
- 人権への正しい理解と人権をめぐる問題の解決に資する人権教育・啓発施策の基本方向を示すとともに、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項を定める。

『 計画期間 』

特に定めず、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し(改定)を行う。



基本方針

1 一人ひとりの人権が尊重される場(環境)での人権教育・啓発

人権に関する教育や啓発が行われる場として、一人ひとりの人権が尊重されるよう配慮された、安全・安心な場を提供します。

2 一人ひとりの「違い」を尊重しあう人権教育・啓発

人権の正しい理解を身につけ、人権を尊重するということは、自身が権利を生まれながらに持っている主体であるのと同様に他者も権利を生まれながらに持っており、各自が追求する「幸福」の内容が、それぞれ個人によって異なるものであるということを理解し、それらを「違い」として尊重することができるよう取り組みます。



3 一人ひとりの「生きる力」や可能性を伸ばす人権教育・啓発

自分らしく生きていくための態度や技能を身につけ、自己決定や自己実現が尊重される社会の実現に向けて将来を切り開いていく力を伸ばすような取組を行います。

4 共生社会の実現を目指す人権教育・啓発

一人ひとりの人権が尊重されるための基盤として、個性や価値観の違いを認め合い、誰もが、つながり合い、支え合う共生社会の実現に向けた取組を行います。

5 人権を生涯を通じた学習課題とする人権教育・啓発

誰もが生涯の各ステージで人権について学ぶ機会の充実に取り組みます。

6 人権の学びと実践が循環する人権教育・啓発

主体的に人権について学び、知的理解を深めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識、意欲・態度を育み、人権のために行動する「学びと実践の循環」が起きるような取組を行います。

7 人権を「我が事」として考える人権教育・啓発

一人ひとりが、人権は自分自身の生活に深くかかわる自らの課題であるという認識に立ち、身近な人権問題について関心を深め、解決に向けて実践できる態度と技能を身につけることができるよう取組を行います。

8 国際社会の一員としての人権教育・啓発

人権に関する国際的動向に関心を高め、世界各国で起きている人権問題は、自分の身近な人権問題と関係があることを認識し、国際社会の一員として、国際的な人権問題の解決に役割を果たしていけるよう取組を行います。

